

1 現代の墓事情

～混迷する墓地埋葬法と新葬送の秩序～



森 謙二
MORI Kenji

茨城キリスト教大学 / 名誉教授

「納骨堂」や「樹木葬墓地」等、現代の日本における墓地の様式はニーズとともに多様化し、「改葬」や「墓じまい」といった現象も見られる。このような日本の墓事情は、ヨーロッパを始めとした世界と比較し、その背景に大きな違いが見られる。現代日本の墓事情とその課題に迫る。

新しい葬送と混乱の端緒

日本では、1990年頃を境にして葬送のあり方に大きな変化が生まれ、新しい葬法（新しい墓の様式）が展開するようになった。1989年11月、新潟の妙光寺で合葬式共同墓としての「安穩廟」が建立された。地方都市で過疎化が進むようになり檀家が減少する一方で、大都市では少子化の中でアツギの確保が困難になっていた。そこで、住職は「大都市の住民に新しい形態の墓を提唱する」ことにより、減少する檀家に対抗して新しい信徒の確保をめざした。

この年、東京巣鴨の功德院に、もやいの会が運営す

る「もやいの碑」が誕生した。これは、伝統的な地縁や血縁による相互扶助が崩壊しつつある時代に、人々の繋がり（縁）を、墓や寺に求める都市型ネットワークを築こうとする新しい形でもあった。

京都では、1990年に「志縁廟」と称する合葬式共同墓（納骨堂）が建立された。戦後独身を余儀なくされた女性達が自分達の〈終の住処〉を求めて「女の碑の会」を結成し、新しい墓の形態に辿り着いたのである。同年3月21日の落慶法要には数多くの人々が訪れていたが、当時この形態の墓が日本社会に馴染むのかどうか危ぶむ人もいた。



写真1 妙光寺の安穩廟（新潟県）



写真2 常寂光寺の志縁廟（京都府）



写真3 もやいの碑（東京都）

三者三様の形態ではあったが、これが合葬式共同墓の端緒であり、私達に新しい葬送のあり方を予感させるものであった。他方、人気の合葬式共同墓を模倣する者が現れて墓を建立するようになり、現代の葬送の混乱を生み出すことにもなった。

こうした中、1991年10月に相模湾での散骨が始まり、多くの人々に衝撃を与えた。前年に法務省の一検察官僚が散骨について「節度を持って行えば違法ではない」との見解を示したことで、一気に世間に「散骨合法説」が広がった。この見解は「埋葬は墓地で行う」という常識を打ち壊すものであり、検察官僚の発言としては度が過ぎたものであったため、法務省は「一官僚の私的見解に過ぎず、公的な法務省の見解ではない」とした。

このような散骨を「自然葬」と標榜したことに対し、1999年7月に祥雲寺住職が一関市から許可を受けて、里山型樹木葬墓地（現在この墓地は知勝院が担う）を展開し、これこそが「自然葬」とした。この流れを受けて、その後「樹木葬」という言葉が拡散し、里山型とは全く異なったコンセプトの合葬式樹木葬が増加していった。

これらの新しい埋葬様式は、創始者がそれぞれの意図を持ち、それなりに世間から受容され、マスコミ等によって流布されていった。しかし、これらの様式に定められた規準がなかったため、合葬式共同墓・樹木葬・散



写真4 樹木葬墓地（岩手県）

骨といっても千差万別であり、商業主義の浸透するなかで玉石混淆の様相を呈している。

これらは、アツギを必要としない新しい埋葬様式であると標榜する点は共通であっても、最後に残される「遺骨」をどのように処理するか（自然に還すのか保存するのか）については明確にしていない。合葬式共同墓や樹木葬の形態では「永代供養」と言うだけで、具体的な内容は明確ではなく、遺骨を何もしないでそのまま放置するに等しいものもある。

散骨の場合、これまでの「死者を墓地に埋葬する」という大原則から逸脱するものであるにもかかわらず、墓



写真5 国立公園内にある散骨の島(島根県)



写真6 集合墓(ドイツ)

地埋葬を所管する厚生労働省が沈黙していることは驚きに値する。現状においては、墓地埋葬法のあらゆる領域で空文化が進み、墓地や墳墓という基礎的な概念でさえも現実とのズレが生じ、墓地が「墓じまい」のように〈終の住処〉としての位置を失った。墓地を追い出された死者達があちこちで「彷徨う」ことになった。

墓地埋葬をめぐる世界標準

ここで言う墓地埋葬の「世界標準」は、いわゆる先進諸国のそれであり、世界的なコンセンサスがある訳ではない。ただ、墓地埋葬の秩序は、世界で地域性があるものの、各国で近代化とともに整備され、根底には人間性、死者達の「人権」とも言うべき尊厳性、生者の人間としての倫理的義務に関わる問題として展開している。

ヨーロッパでは、18世紀末から19世紀にかけて墓地埋葬法が整備された。第一に、度重なるペスト・コレラ・赤痢等の伝染病の影響で、公衆衛生の観点からの規制を展開した。第二に、埋葬の様式(葬法)が宗教上の教理と密接に結びついていたため、「特定宗教を保護するような政策ではない、万人に信教の自由を保障する」という政教分離の立場に基づいて体系化をはかった。これは、墓地は全ての人間に必要な施設であることから、「異教徒の埋葬拒否の禁止」の原則を明確にすることもあった。第三には、墓地問題を宗教力に委ねるのではなく、国や公共団体が国民に対して墓地提供の義務を持つことを明確にした。さらに、国民に対しても死者の尊厳性の確保を宗教や道徳倫理に委ねるのではなく、国民の義務として法律で定めた。すなわち、ヨーロ

ッパでは、国や公共団体による「墓地の提供義務」と同時に、国民に対して「埋葬義務(埋葬強制)」の制度化を定め、死者に対しては墓地で安住できる「安息の時間」を保障した。

19世紀末から20世紀初頭にかけて、ヨーロッパでは大きな変化が起こる。火葬の導入である。カトリック教会が優越する領域では、宗教的教義として火葬禁止が一般的であったが、合理主義の浸透、自由主義・社会主義の展開の中で、火葬の受容が議論されるようになった。この時期、土葬か火葬かの選択について「死者の意思」に従うことが明文化されることになる。ここでの大きな変化は、習俗や宗教に規定されてきた葬送に対して、生前の個人の意思が尊重されるようになり、公共の福祉に反しない限り、墓地の選択、埋葬の選択(火葬か土葬か)、墓所の選択(遺骨をどのように処理するか)にも死者が発言権を持つようになったことである。

日本の墓地埋葬

日本の墓地埋葬法の特殊性は、この第三の墓地提供の義務のすべてを国や公共団体ではなく〈家〉に委ねてしまったことにある。そのために、国家は国民に対して墓地提供の義務を負わず、法律が死者を保護する装置を持たずに、すべてを祖先崇拜という道徳に委ねてしまった。したがって、〈家〉制度が崩壊した現代においては「死者の意思」を尊重するという社会的同意も形成されないまま、今日に至っているのが現状であり、そこでは、〈家〉継続をあきらめたアトツギが「墓じまい」しても誰も法律違反とは言わない。つまり子孫が死者(先

祖達)の〈終の住処〉を奪っても違法ではないことになる。法律上は、今なお「祭祀承継者の意思が先祖のそれより優先されるべき」とするのが、法の趣旨なのである(民法第897条)。

20世紀末から21世紀にかけて、世界で人々の意識の多様化に伴い、墓所も多様化が実現している。この傾向は、ヨーロッパでは火葬率の増加とともに1970年前後から始まり、日本でも〈家〉意識の変化とともに1990年を境に急激に変貌する。

ここに至り、これまで墓地埋葬秩序の構築のため、種々の法理論を積み重ねてきた国と、全てを〈家〉に委ね法の空白を拡大させ放置した国では、大きな差異が生まれることになる。ヨーロッパ諸国は多少の違いがあるにしても、政教分離を前提としながら、公共団体が住民に墓地の提供義務があることを前提に、住民には死者を埋葬する義務の法的な負担を要求し、死者に対しては公法上「安息の時間」を保障する装置を用意している。日本は〈家〉が崩壊したにもかかわらず、墓地埋葬法は国民に対して何の保護もしないで、墓地や埋葬そして祭祀に至るまで家族に任せ、事実上市場原理に委ねたままなのである。

新しい墓地埋葬秩序を目指して

ヨーロッパ諸国の問題は、20世紀の後半になると散骨に見られるように、近代に確立した「墓地強制(遺体や遺骨は墓地に埋葬しなければならない)」という原則が揺らぎはじめてきた。遺体の埋葬強制の場合は公衆衛生の観点から正当性の根拠を持ったが、遺骨の埋葬まで強制することは「公衆衛生の理由だけでは説得力に欠ける」と言う議論である。したがって、その法的根拠として遺骨の埋葬では、死者の尊厳性の保護や公共の利益を含めた社会倫理に対する危険から社会を守ることが強調されるようになる。

他方、信教の自由や思想・信条の自由の観点から新しい憲法上の議論も生まれてきた。ヴァイマル憲法で規定された「世界観を共同で保護育成することを課題としている結社は、宗教団体と同等の地位を与えられる」とする規定(第137条第7号)は現在でも有効な理念であり、ドイツで展開される自然葬をめざす森林葬(樹木葬)等の要求もその人権に関わる問題として認識



写真7 アノニーム(匿名)墓地(デンマーク)

すべきだとされる。したがって、ここでは「埋葬義務」と「思想・信条の自由」の二つの法益が対立し、法律がその調整役として認識された。そして、一般的にはこの解決を地域(諸州)の立法に委ね、それぞれの地域の特殊性に基づいて、法律の範囲で解決をはかるべきだとされている。

日本では新しい葬送を巡ってこのような緻密な法理論の展開はない。そもそも埋葬義務の議論もなく、もともと死者を保護するのは〈家〉であって、墓地埋葬法にはその仕組みさえも存在しない。さらに、日本のかつての墓地には〈家墓〉しか存在せず、それを補完する施設として納骨堂を東京市で制度化しただけである。そして、その概念はほとんど議論されないまま、現行の墓地埋葬法に採用された。その矛盾のなかで合葬式共同墓や樹木葬墓地が誕生した。納骨堂は「他人の委託を受けて焼骨を収蔵する」施設であるが、他人の委託をうけて遺骨を預かる合葬式共同墓や樹木葬墓地は納骨堂ではないのだろうか。

このように定義さえも不明確な概念のまま、現在の国による「衛生統計」が集計されている。この杜撰な統計数値の中からは何も見えてこない。

私は、墓地埋葬法は〈家〉制度から脱却しなければならないと考えている。そのためには、死んで行く国民(死者)に埋葬される権利を保障することであり、その意味では社会の「埋葬義務」を明確にするべきであると考えられる。墓地埋葬法の目的は国民に「安心して死ぬことができる装置」を用意することであり、これを基礎にした法の整備が必要となる。多様な墓の様式は新しい墓地埋葬法の体系に位置づけなければならない。